

群馬県温泉事務指導要綱 新旧対照表(案)

下線を付した部分が改正部分である

改 正 案	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第1条）</p> <p>第二章 温泉の保護等（第2条～第24条）</p> <p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第25条～第33条）</p> <p>第四章 温泉の利用（第34条～第57条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）<u>、温泉法施行令（昭和59年政令第25号。以下「施行令」という。）</u>及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則第38号。以下「細則」という。）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護等</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>（温泉掘削許可申請）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第1条第2項、細則第2条<u>並びに</u>要綱第2条第2項から第5項及び第8項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>なお、地熱発電開発に伴う温泉掘削許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第6条～第24条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第1条）</p> <p>第二章 温泉の保護等（第2条～第24条）</p> <p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止（第25条～第33条）</p> <p>第四章 温泉の利用（第34条～第57条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに群馬県温泉法施行細則（昭和43年群馬県規則第38号。以下「細則」という。）の施行に関する事務処理及び指導方針を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。</p> <p>第二章 温泉の保護等</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>（温泉掘削許可申請）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の申請書を提出する場合には、規則第1条第2項、細則第2条<u>及び</u>要綱第2条第2項から第5項及び第8項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>なお、地熱発電開発に伴う温泉掘削許可申請をする場合は、本条に定める書類のほか、取扱基準に定める書類を添付するものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>第6条～第24条（略）</p>

改正案	改正前
<p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止 第25条～第29条（略）</p> <p>（温泉採取のための施設等変更許可申請） 第30条（略） 2 ～3（略） 4 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。 一 ～二（略）</p> <p>第31条～第33条（略）</p> <p>第四章 温泉の利用 （温泉利用許可申請） 第34条（略） 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第7条第2項及び細則第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 一 ～二（略） 三 利用施設の立面図（硫黄泉の浴用又は硫黄泉以外の飲用の場合） 四 ～六（略） 3（略）</p> <p>第35条～第42条（略）</p> <p>（温泉成分等揭示届） 第43条（略） 2 前項の届出書を提出する場合には、揭示をしようとする揭示物の写し及び温泉成分分析書の写しを添付するものとする。ただし、要綱第34条第1項又は要綱第39条第2項に基づき既に温泉成分分析書の写しを提出している場合及</p>	<p>第三章 温泉の採取に伴う災害の防止 第25条～第29条（略）</p> <p>（温泉採取のための施設等変更許可申請） 第30条（略） 2 ～3（略） 4 前項の届出書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 なお、メタンの濃度の測定は、環境省の講習会を受講した温泉法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境計量証明事業者が行うこととする。 一 ～二（略）</p> <p>第31条～第33条（略）</p> <p>第四章 温泉の利用 （温泉利用許可申請） 第34条（略） 2 前項の申請書を提出する場合には、規則第7条第2項及び細則第16条に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 一 ～二（略） 三 利用施設の立面図（硫黄泉の浴用及び硫黄泉以外の飲用の場合） 四 ～六（略） 3（略）</p> <p>第35条～第42条（略）</p> <p>（温泉成分等揭示届） 第43条（略） 2 前項の届出書を提出する場合には、揭示をしようとする揭示物の写し及び温泉成分分析書の写しを添付するものとする。ただし、要綱第34条第1項及び要綱第39条第2項に基づき既に温泉成分分析書の写しを提出している場合並</p>

改正案	改正前
<p><u>び</u>温泉成分分析書(写しを含む)を掲示物とする場合は、温泉成分分析書の写しの添付を省略とし、掲示物の写しのみを添付するものとする。</p> <p>3 法第15条第1項の許可を受けた者は、法第18条第3項<u>及び施行令第1条</u>の規定により、10年以内ごとに、登録分析機関による温泉成分分析を受けることとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、温泉権利者等が行った温泉成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら温泉成分分析を受けることは要しないものとする。</p> <p>4 ～5 (略)</p> <p>第44条～第50条 (略)</p> <p>(温泉権利者等変更届)</p> <p>第51条 温泉権利者から譲受け等により、新たにその源泉の温泉権利者となった者は、その事実の生じた日から20日以内に、温泉権利者等変更届出書(要綱別記様式第30号)2部(正本1部、副本1部)を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。<u>ただし、中核市管内で当該届出をする場合は、届出書1部を、知事に届け出るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第52条～第53条 (略)</p> <p>(源泉等の管理)</p> <p>第54条 <u>温泉権利者</u>は、源泉地の安全対策及び湧出する温泉の衛生面の確保について、自主的に適切な管理を行う<u>ために、</u>温泉管理責任者の選任及び源泉標識(要綱別記様式第31号)の設置をするものとする。</p> <p>2 温泉権利者は、前項の温泉管理責任者を選任又は変更した場合は、温泉権利</p>	<p><u>びに</u>温泉成分分析書(写しを含む)を掲示物とする場合は、温泉成分分析書の写しの添付を省略とし、掲示物の写しのみを添付するものとする。</p> <p>3 法第15条第1項の許可を受けた者は、法第18条第3項の規定により、10年以内ごとに、登録分析機関による温泉成分分析を受けることとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、温泉権利者等が行った温泉成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら温泉成分分析を受けることは要しないものとする。</p> <p>4 ～5 (略)</p> <p>第44条～第50条 (略)</p> <p>(温泉権利者等変更届)</p> <p>第51条 温泉権利者から譲受け等により、新たにその源泉の温泉権利者となった者は、その事実の生じた日から20日以内に、温泉権利者等変更届出書(要綱別記様式第30号)2部(正本1部、副本1部)を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第52条～第53条 (略)</p> <p>(源泉等の管理)</p> <p>第54条 <u>薬務課長及び保健所長</u>は、源泉地の安全対策及び湧出する温泉の衛生面の確保について、<u>温泉権利者が</u>自主的に適切な管理を行う<u>よう、温泉権利者に対して</u>温泉管理責任者の選任及び源泉標識(要綱別記様式第31号)の設置を<u>指導</u>するものとする。</p> <p>2 温泉権利者は、前項の温泉管理責任者を選任又は変更した場合は、温泉権利</p>

改正案	改正前
<p>者等変更届出書（要綱別記様式第30号）2部（正本1部、副本1部）を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。<u>ただし、中核市管内で当該届出をする場合は、届出書1部を、知事に届け出るものとする。</u></p> <p>3 <u>温泉権利者</u>は、温泉資源保護の観点から、「<u>温泉モニタリングマニュアル（平成27年3月環境省自然環境局作成）</u>」に基づき、<u>泉温、湧出量（揚湯量）及び水位</u>が測定可能な装置を設置し、<u>温泉モニタリングを行う</u>ものとする。特に、温泉掘削等の工事終了時には必ず<u>測定可能な機器</u>を設置するものとする。</p> <p>4 <u>温泉権利者は</u>、10年に1度、<u>源泉で</u>の温泉成分分析を登録分析機関に依頼し、<u>分析結果を知事又は管轄する保健所長へ報告</u>するものとする。<u>ただし、要綱第43条第2項に基づき源泉での温泉成分分析書の写しを提出している場合は省略できるものとする。</u></p> <p>5 硫黄泉に分類される源泉を利用する者は、「<u>温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン（平成29年3月環境省作成）</u>」並びに<u>温泉採取許可を受けた源泉を利用する者は、「温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面」及び「災害防止規定」</u>に基づき、必要な安全対策を講じるものとする。</p>	<p>者等変更届出書（要綱別記様式第30号）2部（正本1部、副本1部）を、当該届出に係る区域を管轄する保健所長に届け出るものとする。</p> <p>3 <u>薬務課長及び保健所長</u>は、<u>温泉権利者に対して</u>温泉資源保護の観点から、<u>泉温及び湧出量（揚湯量）が測定可能な装置を設置するよう指導する</u>ものとする。特に、温泉掘削等の工事終了時には必ず設置する<u>よう工事者も含め指導する</u>ものとする。</p> <p>4 <u>薬務課長及び保健所長は</u>、温泉権利者<u>に対しては</u>10年に1度、<u>湧出する温泉</u>の温泉成分分析を登録分析機関に依頼して<u>実施するよう指導</u>するものとする。</p> <p>5 <u>薬務課長及び保健所長は</u>、温泉権利者等に対し、「<u>温泉モニタリングマニュアル（平成27年3月環境省自然環境局作成）</u>」に基づき、<u>温泉モニタリングを行うよう指導するものとする。</u></p> <p>6 <u>薬務課長及び保健所長は</u>、<u>温泉採取許可を受けた源泉及び硫黄泉に分類される源泉を利用する者に対し</u>、「<u>温泉における危険性ガス安全対策マニュアル（平成20年3月群馬県作成）</u>」に基づき、必要な安全対策を講じる<u>よう指導する</u>ものとする。</p>
<p>第55条～第57条（略）</p>	<p>第55条～第57条（略）</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>平成4年4月1日一部改正 平成6年4月1日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成8年4月1日一部改正 平成9年1月1日一部改正 平成12年4月1日一部改正 平成14年12月26日一部改正、平成14年4月1日適用</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。</p> <p>平成4年4月1日一部改正 平成6年4月1日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成8年4月1日一部改正 平成9年1月1日一部改正 平成12年4月1日一部改正 平成14年12月26日一部改正、平成14年4月1日適用</p>

改 正 案	改 正 前
<p>平成16年12月 1 日一部改正 平成17年 4 月 1 日一部改正 平成17年 6 月20日一部改正 平成22年 4 月 1 日一部改正 平成31年 4 月 1 日一部改正 令和 3 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 4 月 1 日一部改正 <u>令和 5 年 月 日一部改正</u></p>	<p>平成16年12月 1 日一部改正 平成17年 4 月 1 日一部改正 平成17年 6 月20日一部改正 平成22年 4 月 1 日一部改正 平成31年 4 月 1 日一部改正 令和 3 年 4 月 1 日一部改正 令和 5 年 4 月 1 日一部改正</p>
<p>別表第 1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準</p> <p>本取扱基準は、地熱発電に係る掘削・増掘・動力装置の申請について適用する。</p> <p>1 用語の定義</p> <p>本取扱基準において用いる用語の意義は、温泉関係法令等（温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、温泉法施行細則、群馬県温泉事務指導要綱）及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（<u>改訂</u>）（<u>令和 5 年 3 月</u> 環境省自然環境局作成）」（以下、「<u>ガイドライン</u>」という。）において定義するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>湧出</u>」とは、地上に温泉が湧き出ること <u>又は</u> 動力によって温泉を地上へ汲み上げることという。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「地熱発電」とは、掘削孔から直接 <u>又は</u> 分離して取り出した蒸気でタービンを回す発電方式（<u>フラッシュ発電</u>）及び <u>温泉水と水より低い沸点をもつ媒体（以下、「二次媒体」という。）との間で熱交換器（蒸発器）により熱交換を行って、二次媒体を沸騰させて作った蒸気でタービンを回転させて発電する発電方式（バイナリー発電）</u>をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 「<u>温泉事業者</u>」とは、「<u>5 科学的影響調査 (1)調査の範囲 ①、②及び③</u>」の範囲内及び協議会等において異なる範囲を設定した場合は、<u>その</u></p>	<p>別表第 1 地熱発電開発に伴う掘削等許可に係る取扱基準</p> <p>本取扱基準は、地熱発電に係る掘削・増掘・動力装置の申請について適用する。</p> <p>1 用語の定義</p> <p>本取扱基準において用いる用語の意義は、温泉関係法令等（温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、温泉法施行細則、群馬県温泉事務指導要綱）及び「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（<u>改正</u>）（<u>平成29年10月</u> 環境省自然環境局作成）」（以下、「ガイドライン」という。）において定義するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>ゆう出</u>」とは、地上に温泉が湧き出ること、<u>若しくは</u>、動力によって温泉を地上へ汲み上げることという。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「地熱発電」とは、掘削孔から直接 <u>若しくは</u> 分離して取り出した蒸気でタービンを回す発電方式をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 「<u>協議会等</u>」とは、<u>ガイドライン「第四 2. モニタリング結果等の情報の共有・公開」</u>に掲げる地熱発電事業者、温泉事業者及び関係する市町村等</p>

改正案	改正前
<p><u>範囲の既存源泉を利用して温泉事業を行っている事業者等をいう。</u></p> <p><u>(8) 「協議会等における合意形成」とは、協議会等の構成員全員の意見の一致をいう。ただし、協議会等において協議会等の構成員全員の意見の一致のもと、異なる定義とした場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 特別な地域 (略)</p> <p>3 地熱発電開発の事業計画に係る事前協議</p> <p><u>(1)地熱発電事業者は次のことがわかる資料を添付した</u>事業計画書を県へ提出のうえ、温泉掘削許可の要否について事前に協議すること。</p> <p><u>① 事業概要</u> <u>② 掘削地点</u> <u>③ 深度</u> <u>④ ケーシングプログラム</u> <u>⑤ 災害防止対策</u> <u>⑥ 噴出防止装置 (BOP) の有無及びその性能</u> <u>⑦ 全体スケジュール及び今回掘削するスケジュール</u> <u>⑧ 今回の事業によって得られる予定のデータ及びその調査方法</u> <u>⑨ 科学的影響調査の有無及びその内容</u> <u>⑩ 他源泉への影響確認のためのモニタリング計画及びその状況</u></p> <p><u>(2)温泉法第3条の許可が必要となる地熱井の掘削は、原則次のおりとする。</u></p> <p>① 試験井の掘削 ② 生産井の掘削 ③ ①及び②の他、抗井の名称に関わらず温泉を<u>湧出</u>させる目的の掘削</p> <p>4 規制内容</p> <p>(1) 距離規制 前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。</p> <p>① 他者所有の既存源泉間距離 次に掲げる全ての事項を遵守すること。<u>ただし、協議会等において合意</u></p>	<p><u>の第三者を加えた機関等をいう。</u></p> <p>2 特別な地域 (略)</p> <p>3 地熱発電開発の事業計画に係る事前協議</p> <p>地熱発電事業者は事業計画書を県へ提出のうえ、温泉掘削許可の要否について事前に協議すること。</p> <p><u>なお、</u>温泉法第3条の許可が必要となる地熱井の掘削は、原則次のおりとする。</p> <p>① 試験井の掘削 ② 生産井の掘削 ③ ①及び②の他、抗井の名称に関わらず温泉を<u>ゆう出</u>させる目的の掘削</p> <p>4 規制内容</p> <p>(1) 距離規制 前項に規定する地熱井について、既存源泉間の距離規制は次のとおりとする。</p> <p>① 他者所有の既存源泉間距離 次に掲げる全ての事項を遵守すること。</p>

改正案	改正前
<p><u>形成が図られた場合は、この限りではない。</u></p> <p>i) ~ iii) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 傾斜掘削規制</p> <p>原則として、傾斜掘削は認めないものとする。ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（<u>令和3年9月30日</u>付け環自国発第<u>2109301</u>号環境省自然環境局長通知）」を遵守する場合であって、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、傾斜掘削を認めることができるものとする。</p> <p>(4) 枝掘規制</p> <p>原則として、<u>掘削孔1か所につき複数の掘削孔路は認めないものとし、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。ただし、協議会等において合意形成が図られた場合は、この限りではない。</u></p> <p>5 科学的影響調査</p> <p>(1) 調査の範囲</p> <p>原則として、次の各号により調査を実施すること。ただし、協議会等において<u>異なる範囲</u>を設定した場合は、協議会等で定めた範囲内とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6 関係者間の合意形成</p> <p>地熱発電事業者、温泉事業者及び関係市町村等による関係者間の合意形成を図るために、申請に際しては、温泉関係法令等で規定する添付書類のほか、次の書面を添付すること。</p> <p>なお、<u>ここ</u>で定める書面が添付できない場合は、その旨の理由書を添付すること。</p> <p>(1) 既存源泉の<u>温泉権利者</u>の同意書</p> <p>前項(1)<u>①、②及び③</u>の範囲内の既存源泉に限る。</p>	<p>i) ~ iii) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 傾斜掘削規制</p> <p>原則として、傾斜掘削は認めないものとする。</p> <p>ただし、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（<u>平成27年10月2日</u>付け環自国発第<u>1510021</u>号環境省自然環境局長通知）」を遵守する場合であって、協議会等との合意形成が図られた場合に限り、傾斜掘削を認めることができるものとする。</p> <p>(4) 枝掘り規制</p> <p>原則として、掘削孔内の途中から分岐して増掘する場合は、分岐点から先の旧孔内部分を適切に埋め戻すこと。</p> <p><u>なお、掘削孔1ヶ所につき複数の掘削孔路は認めないものとする。</u></p> <p>5 科学的影響調査</p> <p>(1) 調査の範囲</p> <p>原則として、次の各号により調査を実施すること。ただし、協議会等において<u>本取扱基準に示す範囲を超えて</u>設定した場合は、協議会等で定めた範囲内とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6 関係者間の合意形成</p> <p>地熱発電事業者、温泉事業者及び関係市町村等による関係者間の合意形成を図るために、申請に際しては、温泉関係法令等で規定する添付書類のほか、次の書面を添付すること。</p> <p>なお、<u>本項</u>で定める書面が添付できない場合は、その旨の理由書を添付すること。</p> <p>(1) 既存源泉<u>所有者</u>の同意書</p> <p>前項(1)<u>で実施した調査</u>範囲内の既存源泉に限る。</p>

改正案	改正前
<p>ただし、協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合は、協議会等で合意した範囲とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 協議会等に関する次の書面</p> <p>① (略)</p> <p>② 協議会等における合意形成した内容を記載した議事録又はそれに類する書面</p> <p>7 モニタリング調査</p> <p>地熱発電事業者は、地熱井による他源泉への影響を早急に探知するために、観測井等によるモニタリング調査を定期的実施すること。</p> <p>特に、許可を要する地熱井は、工事開始前からのデータが重要であるため、工事開始の1ヶ月前からモニタリング調査を実施すること。</p> <p>なお、許可を要しない地熱井は、湧出させることのない範囲で、泉温や水位等のモニタリング調査を実施することが望ましい。</p> <p>8 情報の共有</p> <p>(1) 県への報告</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時の対応 (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 温泉掘削許可を要しない地熱井から温泉(ガスを含む。)が湧出した場合</p> <p>iii) 温泉掘削許可を要する地熱井から温泉(ガスを含む。)が湧出しなくなった場合</p> <p>iv) ~ v) (略)</p> <p>(2) 公文書開示請求</p> <p><u>「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に従い、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象とする。</u></p>	<p>ただし、協議会等でこの範囲を超えた設定をした場合は、協議会等で合意した範囲とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 協議会等に関する次の書面</p> <p>① (略)</p> <p>② 協議会等の議事録又はそれに類する書面</p> <p>7 モニタリング調査</p> <p>地熱発電事業者は、地熱井による他源泉への影響を早急に探知するために、観測井等によるモニタリング調査を定期的実施すること。</p> <p>特に、許可を要する地熱井は、工事開始前からのデータが重要であるため、工事開始の1ヶ月前からモニタリング調査を実施すること。</p> <p>なお、許可を要しない地熱井は、ゆう出させることのない範囲で、泉温や水位等のモニタリング調査を実施することが望ましい。</p> <p>8 情報の共有</p> <p>(1) 県への報告</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時の対応 (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 温泉掘削許可を要しない地熱井から温泉(ガスを含む。)がゆう出した場合</p> <p>iii) 温泉掘削許可を要する地熱井から温泉(ガスを含む。)がゆう出しなくなった場合</p> <p>iv) ~ v) (略)</p> <p>(2) 公文書開示請求</p> <p><u>地熱発電事業者は、県が地熱発電に関する公文書開示請求を受けたときは、原則として全ての情報について開示することに同意すること。</u></p>

改正案	改正前
<p>9 許可を要しない地熱井から温泉が湧出した場合の措置</p> <p>許可を要しない地熱井から温泉が湧出した場合は、原則として原状回復の措置を講じること。ただし、本取扱基準5 <u>科学的影響調査</u>に基づく調査を事前に実施している場合に限り、<u>湧出</u>させない措置を講じたうえで温泉掘削許可申請をすることができるものとする。</p> <p>10 その他</p> <p><u>掘削の安全対策は、地熱井掘削における自主保安指針(令和3年3月独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構作成)に従い講じるものとする。</u></p> <p>本取扱基準に定めるもののほか<u>温泉掘削等許可申請には、ガイドラインに示されている書類を添付するものとする。</u></p> <p><u>また、本取扱基準に</u>その他必要な事項を定める場合には、群馬県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴いたうえで定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成29年7月24日から施行する。 平成30年2月8日 一部改正 平成31年4月1日 一部改正 <u>令和5年 月 日 一部改正</u></p>	<p>9 許可を要しない地熱井から温泉が<u>ゆう出</u>した場合の措置</p> <p>許可を要しない地熱井から温泉が<u>ゆう出</u>した場合は、原則として原状回復の措置を講じること。</p> <p>ただし、本取扱基準<u>第5項</u>に基づく調査を事前に実施している場合に限り、<u>ゆう出</u>させない措置を講じたうえで温泉掘削許可申請をすることができるものとする。</p> <p>10 その他</p> <p>本取扱基準に定めるもののほか、その他必要な事項を定める場合には、群馬県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聴いたうえで定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この基準は、平成29年7月24日から施行する。 平成30年2月8日 一部改正 平成31年4月1日 一部改正</p>
<p>別表第2～別表第3</p> <p>(略)</p>	<p>別表第2～別表第3</p> <p>(略)</p>
<p>別表第4 揚湯試験実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施方法 適正揚湯量を決定するための揚湯試験は、段階揚湯試験、連続揚湯試験及び</p>	<p>別表第4 揚湯試験実施要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施方法 適正揚湯量を決定するための揚湯試験は、段階揚湯試験、連続揚湯試験及び</p>

改正案	改正前
<p>水位回復試験とし、以下の手順で試験を実施する。</p> <p>また、揚湯試験の実施にあたっては、必要に応じ温泉権利者又は温泉管理者の立会いの上、薬務課の温泉監視員が実施状況の確認を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 連続揚湯試験</p> <p>段階揚湯試験により設定した適正揚湯量で72時間以上揚湯し、動水位及び泉温を測定する。これらの数値が十分安定(目安として6時間で0.01メートル以内の水位低下を基準とする。)するまで測定、記録する。</p> <p><u>なお、(3) 段階揚湯試験における適正揚湯量で予想される動水位と連続揚湯試験における動水位が大幅に異なる値の場合は、再度、段階揚湯試験を行うこと。</u></p> <p>(5) 水位回復試験</p> <p>連続揚湯試験の揚湯を停止した後、水位がどのように回復するかを測定し、自然水位までほぼ回復した時点で終了する。</p> <p>揚湯停止直後は、短時間間隔で測定し、それ以降は水位の回復状況を見て自然水位に十分回復(<u>自然水位から</u>0.1メートル以内の水位回復を基準とする。)するまで測定、記録する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>別紙1～別紙7 (略)</p>	<p>水位回復試験とし、以下の手順で試験を実施する。</p> <p>また、揚湯試験の実施にあたっては、必要に応じ温泉権利者又は温泉管理者の立会いの上、薬務課の温泉監視員が実施状況の確認を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 連続揚湯試験</p> <p>段階揚湯試験により設定した適正揚湯量で72時間以上揚湯し、動水位及び泉温を測定する。これらの数値が十分安定(目安として6時間で0.01メートル以内の水位低下を基準とする。)するまで測定、記録する。</p> <p>(5) 水位回復試験</p> <p>連続揚湯試験の揚湯を停止した後、水位がどのように回復するかを測定し、自然水位までほぼ回復した時点で終了する。</p> <p>揚湯停止直後は、短時間間隔で測定し、それ以降は水位の回復状況を見て自然水位に十分回復(0.1メートル以内の水位回復を基準とする。)するまで測定、記録する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>別紙1～別紙7 (略)</p>
<p>別表第5 温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類</p> <p>温泉を掘削する場合の土地には、大別して私有地、公有地、国有地等があるが、その使用权の証明はそれぞれ次の書類によるものとする。</p> <p>なお、傾斜掘削の場合、孔路の土地全ての使用权を必要とする。</p> <p>I 私有地</p>	<p>別表第5 温泉掘削に必要な土地の掘削のために使用する権利を有することを証する書類</p> <p>温泉を掘削する場合の土地には、大別して私有地、公有地、国有地等があるが、その使用权の証明はそれぞれ次の書類によるものとする。</p> <p>なお、傾斜掘削の場合、孔路の土地全ての使用权を必要とする。</p> <p>I 私有地</p>

改正案	改正前
<p>1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>不動産</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>2 (略)</p> <p>II 公有地(県有地、市町村有地)</p> <p>1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>不動産</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>2 (略)</p> <p>III 国有林野 (略)</p> <p>IV 河川敷地</p> <p>1 一級河川区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公図上河川区域となっていない場合</p> <p>ア 私有地内の河川保全区域の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>不動産</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 公有地内の河川保全区域の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>不動産</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>③ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 普通河川区域内に掘削する場合</p> <p>① 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>不動産</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>法人</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>2 (略)</p> <p>II 公有地(県有地、市町村有地)</p> <p>1 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>法人</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>2 (略)</p> <p>III 国有林野 (略)</p> <p>IV 河川敷地</p> <p>1 一級河川区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公図上河川区域となっていない場合</p> <p>ア 私有地内の河川保全区域の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>法人</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 公有地内の河川保全区域の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>法人</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>③ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 普通河川区域内に掘削する場合</p> <p>① 登記事項証明書(写し可)又は登記情報提供サービスの<u>法人</u>登記情報の照会番号(有効な照会番号に限る)を記載した書類</p> <p>②～③ (略)</p>

改正案	改正前
V～VI (略)	V～VI (略)
別表第6～別表第7 (略)	別表第6～別表第7 (略)
別表第8 温泉監視要領 第1～第5 (略) 様式-1～様式-5 (略)	別表第8 温泉監視要領 第1～第5 (略) 様式-1～様式-5 (略)

改正案

様式－6 登録分析機関立入検査結果通知書

様式－6

登録分析機関立入検査結果通知書				年 月 日	
様		温泉監視員 所属 氏名			
本日実施した、温泉法第28条第1項に基づく立入検査の結果について、次のとおり通知する。					
監視項目			判定	備考	
登録年月日	登録番号				
登録分析機関	名称	代表者			
	所在地				
分析施設	名称				
	所在地				
分析責任者氏名		有する資格			
温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が環境省令で定める基準に適合しているか。				【法第19条第3項第1号】	
環境省令で定める基準	1.	ガラス製棒状温度計 (日本産業規格B7414)に適合し、目量が0.1度以下)	<メーカー> <型式>		
	2.	化学天びん (秤量が10g以上であって、感量が0.1mg以下)	<メーカー> <型式>		
	3.	原子吸光度計	<メーカー> <型式>		
	4.	分光光度計	<メーカー> <型式>		
	5.	水素イオン濃度計 (日本産業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のもの)	<メーカー> <型式>		
	6.	イオンクロマトグラフ	<メーカー> <型式>		
	7.	IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター(※)	<メーカー> <型式>		
	8.	IM泉効計を保有していない場合は、借り受ける契約又は測定を委託する契約を書面により締結していること。	<メーカー> <型式>		
	水銀用原子吸光度計	<メーカー> <型式>			
温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有しているか。				【法第19条第3項第2号】	
申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であるか。				【法第19条第4項第1、2、3号】	
届出は適正に行われているか。				【法第20条】	
事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。				【法第24条】	
温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。				【法第27条】	
温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしているか。				【規則第18条】	
立会者	(自署のこと)				

(※)ゲルマニウム半導体検出器でも「ゲルマニウム半導体検出器による温泉水中ラドン濃度測定方法について 環境省令第1503/24号 平成21年3月12日付け自然環境局長通知」

改正前

様式－6 登録分析機関立入検査結果通知書

様式－6

登録分析機関立入検査結果通知書				年 月 日	
様		温泉監視員 所属 氏名			
本日実施した、温泉法第28条第1項に基づく立入検査の結果について、次のとおり通知する。					
監視項目			判定	備考	
登録年月日	登録番号				
登録分析機関	名称	代表者			
	所在地				
分析施設	名称				
	所在地				
分析責任者氏名		有する資格			
温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能が環境省令で定める基準に適合しているか。				【法第19条第3項第1号】	
環境省令で定める基準	1.	ガラス製棒状温度計 (日本工業規格B7411)に適合し、目量が0.1度以下)	<メーカー> <型式>		
	2.	化学天びん (秤量が10g以上であって、感量が0.1mg以下)	<メーカー> <型式>		
	3.	原子吸光度計	<メーカー> <型式>		
	4.	分光光度計	<メーカー> <型式>		
	5.	水素イオン濃度計 (日本工業規格Z8802に適合するガラス電極法による形式のもの)	<メーカー> <型式>		
	6.	イオンクロマトグラフ	<メーカー> <型式>		
	7.	IM泉効計又は液体シンチレーションカウンター(※)	<メーカー> <型式>		
	8.	IM泉効計を保有していない場合は、借り受ける契約又は測定を委託する契約を書面により締結していること。	<メーカー> <型式>		
	水銀用原子吸光度計	<メーカー> <型式>			
温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有しているか。				【法第19条第3項第2号】	
申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であるか。				【法第19条第4項第1、2、3号】	
届出は適正に行われているか。				【法第20条】	
事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しているか。				【法第24条】	
温泉成分分析の求めがあった場合には、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。				【法第27条】	
温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしているか。				【規則第18条】	
立会者	(自署のこと)				

(※)ゲルマニウム半導体検出器でも「ゲルマニウム半導体検出器による温泉水中ラドン濃度測定方法について 環境省令第1503/24号 平成21年3月12日付け自然環境局長通知」